

専用車車種選定委員会設置要綱

平成 19 年 7 月 1 日

19 川総庁第 346 号

(目的)

第 1 条 川崎市庁用自動車管理規則（平成 15 年 3 月 31 日規則第 20 号）第 3 条第 2 項に定める専用車の購入等にあたり、適正な車種選定を行い、使途に応じた効率的な運営に資するため、専用車車種選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、総務企画局が所管する専用車の購入等にあたり、次の各号に掲げる事項について検討を行ない、車種を選定する。

- (1) 専用車の環境性能に関すること。
- (2) 専用車の安全性能に関すること。
- (3) その他専用車の仕様に関すること。

(選定基準)

第 3 条 専用車の選定等については、次の各号に基づき車種を選定する。

- (1) 環境性能については、川崎市グリーン購入推進方針や川崎市地球温暖化対策推進基本計画等に基づく車種とする。
- (2) 安全性能については、専用車の更新の時点で先進の安全装備を備えている車種とする。
- (3) 専用車の候補車種等については、現在使用している専用車の車格や今後の使用用途を踏まえ、更新時に調達可能な車種とする。また、賃貸借による調達の場合については、賃貸借期間を

7年間とし、現在使用している専用車の走行距離が概ね1,500km以上の専用車については、5年間とすること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

(委員長)

第5条 委員長は、総務企画局長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を総理する。

(副委員長)

第6条 副委員長は、総務企画局総務部長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員)

第7条 委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務企画局秘書部秘書課長
- (2) 総務企画局総務部庶務課長
- (3) 総務企画局総務部庁舎管理課長
- (4) 総務企画局総務部庁舎管理課担当課長
- (5) 議会局総務部庶務課長

(会議)

第8条 会議は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員長は、必要があると認める場合には、関係者の出席を求め、その説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務企画局総務部庁舎管理課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

本要綱の制定に伴い、平成 13 年 4 月 16 日制定の庁用自動車車種選定委員会設置要綱は廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成 20 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 26 日から施行する。